

①-1 介護保険料決定通知書（表紙・裏表紙）

再発行
不可

上下と右側がミシン目になっており、この部分を切り取って中を読む形式です。

見本

裏表紙

表紙

年度を確認
してください

【よくあるご質問について】

介護保険料に関するよくあるご質問とその回答を熊本市ホームページに記載しています。こちらの二次元コードからご確認ください。



こちらから
アクセス

【還付金詐欺に注意!!】

市役所の職員を名乗り、還付金の手続きについての電話が多数発生しています。市役所から電話にて還付金のご案内をすることはありません。このような電話があった場合は一旦電話を切り、ご家族や警察にご相談ください。

この通知書は各種手続き（高齢者向け定期予防接種の自己負担免除申請等）に使用できる場合がありますので大切に保管してください。予防接種については感染症予防課（096-364-3189）までお問い合わせください。

【審査請求等について】

この通知書や納付に関することは、表紙に記載のお問い合わせ先にお尋ねください。
なお、この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、熊本県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ①審査請求があった日の翌日から起算して3カ月を経過しても裁決がないとき。
- ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

熊本県介護保険審査会

〒862-8570 熊本市中央区永前寺6丁目18-1

熊本県庁 認知症施策・地域ケア推進課内

料金後納
郵便

〒860-8618

熊本市中央手取本町
1番1号

介護 太郎 様

郵便区内特別



000041-2020062800000001

特別徴収（年金天引き）の方へ

【本算定】

令和8年度 熊本市介護保険料決定通知書
（お問い合わせ先）

この通知書や保険料の計算・金額の根拠（賦課）に関すること

西区役所 福祉課

〒861-5292

熊本市西区小島2丁目7番1号

電話 096-329-5403

※8月1日～15日頃は、お問い合わせが大変混み合います。
裏表紙に記載の二次元コードから「よくあるご質問」をご確認いただくか、可能なかぎり、お問い合わせ時期の分散にご協力をお願いいたします。

介護保険課

電話 096-328-2347

保険料の納付や還付金に関すること

保険料収納対策課

電話 096-328-2270

西区役所 区民課

電話 096-329-1188

20 c m

10.5 c m

○決定通知書は色が3種類あり、保険料の支払い方法によってかわります。

- ①緑色・・・年金から天引きされる特別徴収
- ②青色・・・口座振替
- ③茶色・・・代理納付（生活保護）

ほとんどの方が ①（緑色）の特別徴収です。①～③は説明文の内容が少し違いますが、所得段階が記載されている場所は同じです。

このページの無断転載はご遠慮ください。

①-2 介護保険料決定通知書

対象者の所得段階はこのページの
右上に記載されています

令和8年度 熊本市介護保険料決定通知書兼特別徴収開始通知書

令和8年度分の介護保険料額が次の
とおり決定しましたので通知します。 令和 8 年 7 月 2 9 日
つきましては、令和8年度分・令和
9年度分(令和9年4月・6月・8月)の介
護保険料について、次のとおり年金か
ら特別徴収しますので通知します。 熊 本 市 長

被 保 険 者 番 号	0000000001		
被 保 険 者 氏 名	介護 太郎		
生 年 月 日	昭和32年1月9日	性別	男
住 所	熊本市中央手取本町1番1号		
特別徴収義務者	厚生労働大臣		
特別徴収対象年金	老齢基礎年金		

※この通知書は、令和 8 年 6 月 2 7 日 時点の資格等に基づいて
作成しています。資格等の変更が生じた方へは、別途翌月以降
に変更通知書を送付します。

令和8年度に納付する介護保険料額	76,800 円
------------------	----------

(期別保険料額)

月 期	保 険 料 額		普通徴収の納期限
	特 別 徴 収	普 通 徴 収	
4 月 期	12,800		
5 月 期			
6 月 期	12,800		
7 月 期			
8 月 期	12,800		
9 月 期			
10 月 期	12,800		
11 月 期			
12 月 期	12,800		
1 月 期			
2 月 期	12,800		
3 月 期			
小 計	76,800		
合 計	76,800		

「1～3」段階は非課税世帯
非課税世帯であっても、課税
世帯（4段階以上）とみなさ
れる場合があります。

保険料の算定		あなたの所得段階は 5 段階です	
保険料算定期間	月数①	所得段階	保険料年額②
R 8. 4 ~ R 9. 3	12	5	76,800
③ 減 免 額	④保険料積算額 ②×①÷12	確定保険料額 ④-③	
0	76,800	76,800	

なお、100円未満の端数については10月期に加算します。
保険料所得段階表は、2 ページをご参照ください。

賦課の根拠 算定日 令和 8 年 6 月 2 7 日

世 帯	本 人	生活保護	老齢福祉年金	合 計 所 得 金 額
課 税	非課税	受給なし	受給なし	250,000
				1,664

- ・所得の申告がない方または同一世帯に所得不明()は、仮の所得段階として非課税世帯であれば3段階、課税世帯であれば5段階として計算します。
- ・「世帯」とは、原則として、4月1日現在での住民基本台帳(住民票)の世帯をもとに算定します。(ただし、4月2日以降に市外から転入された方や65歳に到達した方は、その年度はそれぞれ転入日・65歳到達日現在の世帯となります。)

※介護保険法施行令附則第二十四条及び第二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

※令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響を受けず、控除が従前のものとなるように調整されています。詳細については、熊本市ホームページをご覧ください。

※介護保険法施行令の改正に伴い、令和8年度(2026年度)から保険料所得段階表において第1段階及び第2段階並びに第4段階及び第5段階を区分する金額については、令和7年度(2025年度)の80.9万円から、82.65万円に改定となりました。

令和9(2027)年度の介護保険料特別徴収(仮算定)について

あなたの令和9年度分(4月・6月・8月)の特別徴収(仮徴収)額は次のようになります。
(令和9年の2月に年金から天引きされる介護保険料と同額です。)

令和9年度特別徴収額(4月)	12,800
令和9年度特別徴収額(6月)	12,800
令和9年度特別徴収額(8月)	12,800

特別徴収額の平準化のため、8月期の特別徴収額を変更する場合があります。

介護保険料の減免

- 保険料所得段階が第2段階・第3段階の方は、次の1～5の全ての要件に該当すれば、申請により第1段階相当額に減額する制度があります。

Q介護保険料決定通知書には所得段階が第1～3段階以外で記載されており、非課税世帯ではないように見えるが、本人から窓口で「非課税世帯のはずである」と言われた場合はどうすればよいですか。

令和7年度税制改正の影響により令和8年度の市民税が非課税となった場合でも、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料の所得段階判定上は課税世帯(4段階以上)とみなされる場合があります。その場合は、感染症予防課が発行する自己負担免除対象者予診票が必要です。

このページの無断転載はご遠慮ください。

再発行
不可

② 介護保険料納付通知書（冊子形式）

17.5 c m

10 c m

〒860-8618 郵便区内特別
熊本市中央手取本町
1番1号
介護 太郎 様



000107120262026000000000041050600000000409

28

以下の記載内容になっているものが有効。記載内容が異なるもの（仮算定）は不可。

令和8年度 熊本市介護保険料のお知らせ

被保険者番号	0000000004
被保険者氏名	介護 太郎
生年月日	昭和18年 2月15日
性別	男
住所	熊本市中央手取本町1番1号

算定日 令和 8年 6月28日

この納付書は令和9年(2027年)5月31日まで使用できます。(ただし、郵便局については納期限内に限りです。)
この通知書と行き違いで資格等に変更が生じていた場合は、翌月以降に変更通知書を送付します。

※この通知書は各種手続き(高齢者向け定期予防接種の自己負担免除申請等)に使用できる場合がありますので大切に保管してください。予防接種については感染症予防課(096-364-3189)までお問い合わせください。

令和 8 年度 対象分 介護保険料明細書

被保険者番号 0000000004

被保険者氏名 介護 太郎

あなたの所得段階は

5 段階 です

(保険料算定基礎)

決定理由 当初賦課(本算)

	保険料算定期間	月数 ①	所得 段階	保険料年額 ②	保険料積算額 ②×①÷12
①	R 8. 4 ~ R 9. 3	12	5	76,800	76,800
②	減 免 額				0
	確定保険料額 (A - B)				76,800

【保険料の算定】

あなたの保険料所得段階は、令和7年中の所得状況などをもとに算定した結果、5 段階となります。

課税の概要

世帯	本人	生活保護	老齢福祉年金	合計所得金額 公的年金等収入金額
課税	非課税	受給なし	受給なし	310,000 828,457

※介護保険法施行令附則第二十四条及び第二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

※令和7年度税制改正による給与所得控除等の見直しにより、令和7年度分は令和7年度分として算定されています。詳細については、熊本市

年度を確認
してください

「1~3」段階は非課税世帯
非課税世帯であっても、課税世帯
(4段階以上)とみなされる場合があります。

見本

③ 介護保険料納入通知書（保険料額決定通知書）

再発行
不可

860-8618
熊本市中央手取本町
1番1号

郵便区内特別

年度を確認
してください

令和8年7月29日

介護 太郎 様

熊本市長



(000039)



令和8年度 納入通知書（保険料額決定通知書）

介護保険料額が次の通り決定しましたので通知します。

被保険者番号	0000000004	被保険者氏名	介護 太郎
生年月日	昭和28年4月28日	性別	男
住所	熊本市中央手取本町1番1号		

決定年月日 令和8年7月31日

決定理由 当初賦課（本算）

年間保険料額

76,800 円

これまでの保険料納付方法等

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金

これからの保険料納付方法等

徴収方法	普通徴収
特別徴収義務者	
特別徴収対象年金	

月	保 険 料 額		普通徴収の場合の 納 期 限
	特別徴収	普通徴収	
4月	49,300		令和8年4月30日
5月			令和8年6月1日
6月	27,500		令和8年6月30日
7月			令和8年7月31日
8月			令和8年8月31日
9月			令和8年9月30日
10月			令和8年11月2日
11月			令和8年11月30日
12月			令和9年1月4日
1月			令和9年2月1日
2月			令和9年3月1日
3月			令和9年3月31日
計	76,800		
合計額	76,800		

特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、年金からの特別徴収となります。

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年の4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期 間	月数 ①	保険料段階 ②	保険料額 ③	保険料算出額 ④	減免額 ⑤	減免後保険料額 ⑥
4月～3月	12	05	76,800			

保険料段階の算定根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生	受給なし	受給なし	803,960	550,000
非課税	課 税					

※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条の規定適用後のものであり、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	〇〇銀行××支店
口座種目	普通
口座番号	000****
口座名義人	介護 太郎

普通徴収（納付書払い）の場合の納入場所

金融機関・コンビニ・区役所等

詳しくは熊本市ホームページをご覧ください。



（お問合せ先） 西区役所 福祉課

住 所 〒861-5292 熊本市西区小島2丁目7番1号

電話番号 096-329-5403

（審査請求等について）

この処分が不当である場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

（熊本市介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目1番1号 熊本市 認知症施策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218）

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）

ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

4

このページの無断転載はご遠慮ください。

再発行
不可

④ 介護保険料納入通知書（保険料額変更通知書）

860-8618

郵便区内特別

熊本市中央手取本町
1番1号

熊本 太郎 様 ご家族様

年度を確認
してください

令和8年4月8日

熊本市長

見
本

(000055)

令和8年度介護保険料納入通知書（保険料額変更通知書）兼特別徴収中止通知書

令和8年度の介護保険料額を次のとおり変更しますので通知します。

被保険者番号	0000000001	被保険者氏名	熊本 太郎
生年月日	昭和25年1月1日	性別	男
住所	熊本市中央手取本町1番1号		
変更年月日	令和8年4月1日		
変更理由	死亡		

※特別徴収の欄に金額
年金からの特別徴収

納付方法によっては「兼特別徴
収中止通知書」という文言が
ありません。

年間保険料額		更正前保険料		更正後保険料		普通徴収の場合の	
		特別徴収	普通徴収	特別徴収	普通徴収	納期	期限
0 円		4月	12,800	0	0	令和8年4月30日	
これまでの保険料納付等		5月				令和8年6月1日	
徴収方法	特別徴収	6月	12,800	0	0	令和8年6月30日	
特別徴収義務者	厚生労働大臣	7月				令和8年7月31日	
特別徴収対象年金	老齢基礎年金	8月	12,800	0	0	令和8年8月31日	
これから保険料納付等		9月				令和8年9月30日	
徴収方法	普通徴収	10月	12,800	0	0	令和8年11月2日	
特別徴収義務者		11月				令和8年11月30日	
特別徴収対象年金		12月	12,800	0	0	令和9年1月4日	
		1月				令和9年2月1日	
		2月	12,800	0	0	令和9年3月1日	
		3月				令和9年3月31日	
		通年					
		通年					
		計	76,800	0	0		差引増減額
		合計額	76,800		0		-76,800

なお、2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、翌年の4・6・8月も2月と同額の保険料を年金から特別徴収します。

保険料算定の基礎

期 間	月数 ①	保険料段階 ②	保険料額 ③	保険料算出額 ④ (②×①/12)	減免額 ⑤	減免後保険料額 ⑥ (③-⑤)
(変更前)	4月～3月	12	05	76,800		76,800
(変更後)	月～月	0		0		

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護	老齢福祉年金	公的年金等の収入額	合計所得金額
(変更前) 非課税	課税	受給なし	受給なし	1,300,796	200,796
(変更後) 非課税	課税	受給なし	受給なし	1,300,796	200,796

普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	*****
口座種別	*****
口座番号	*****
口座名義人	*****

(お問合せ先) 南区役所 福祉課
住 所 熊本市南区富合町南
電話番号 096-357-4129

「1～3」段階は非課税世帯
非課税世帯であっても、課税世帯（4段
階以上）とみなされる場合があります。

(審査請求等について)

この処分不服がある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、熊本市介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。

ただし、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。

(熊本市介護保険審査会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1 熊本市庁 認知症対策・地域ケア推進課内 電話 096-333-2218)

なお、この処分については、審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、熊本市を被告として（訴訟において熊本市を代表する者は熊本市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、この限りではありません。）。ただし、次の①から③のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる害い損を避けるため緊急の必要があるとき。
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

通知書番号

1

このページの無断転載はご遠慮ください。

⑤-2 資格確認書で確認する場合（満75歳以上の方のみ）

見 本

① **後期高齢者医療資格確認書** ②

有効期限 令和9年7月31日

被保険者番号 1 2 3 4 5 6 7 8

氏 名 広域 太郎 性 別 男

生 年 月 日 昭和99年99月99日 資格取得年月日 令和 8年 8月 1日

交付年月日 令和 8年 8月 1日

負担割合・発行期日 1割

③ 限度区分・発効期日 **区 I** 「区 I」のみ、
自己負担免除
対象者として確認可

令和 8年 8月 1日

長期入院該当日

特定疾病区分・発効期日

保 険 者 番 号 1 2 3 4 5 6 7 8

保 険 者 名 熊本県後期高齢者医療広域連合

広域連合印

④ 保険者番号「39431002」を確認
※住所確認が別途必要

確認ポイント

- ①「**後期高齢者医療資格確認書**」であること
※満75歳以上の方のみ自己負担免除確認可
- ②**有効期限内**の資格確認書であること
- ③**限度区分に「区 I」と記載されていること**
※「区 II」は非課税世帯だけでなく未申告者も含まれるため、
自己負担免除確認不可×)
- ④**保険者番号が「39431002」であること**（熊本市民であること）
※資格確認書だけでは**住所確認ができない**ためマイナンバーや免許証等で
別途確認すること